

プラスチック浴そうふた検査マニュアル

制 定 昭和 50 年 3 月 19 日
一部改正 昭和 57 年 5 月 1 日
一部改正 2005 年 6 月 20 日
一部改正 2007 年 3 月 6 日
財 団 法 人 製 品 安 全 協 会

この検査マニュアルは、「プラスチック浴そうふたの認定基準及び基準確認方法」に基づいた検査を適切に行えるように定めたものであり、疑義が生じたときには当該関係者、財団法人製品安全協会（以下「協会」という。）、業務委託検査機関（以下「検査機関」という。）または必要に応じて専門部会の委員等の関係者によって検討するものとする。

以下、各項目に分けて検査マニュアルを定める。

用語の定義

- (1) 「対応する特定浴そうの縁周囲の床面からの高さの高低差が 10mm 以上である」ことは、当該特定浴そうの寸法・形状等が分かる図面、仕様書等で確認すること。
- (2) 「5.安全性品質 4.すべり抵抗 A の基準確認方法の実施が困難である」ことは、あらかじめ当該ふたの図面により協会又は検査機関に確認を得ることとする。
- (3) 特定ふた区分の型式を保有する登録事業者が、当該特定ふたの形状を変更する際や新たに別な特定ふたの製造を開始する際は、検査機関に対し届け出を行うこと。（検査機関は協会と協議の上、型式試験に供した試料の形状等と届け出のあった製品の形状等が著しく異なると認めるときは、認定基準 4.についてののみ再確認を行うものとする。）

安全性品質

認定基準 1.

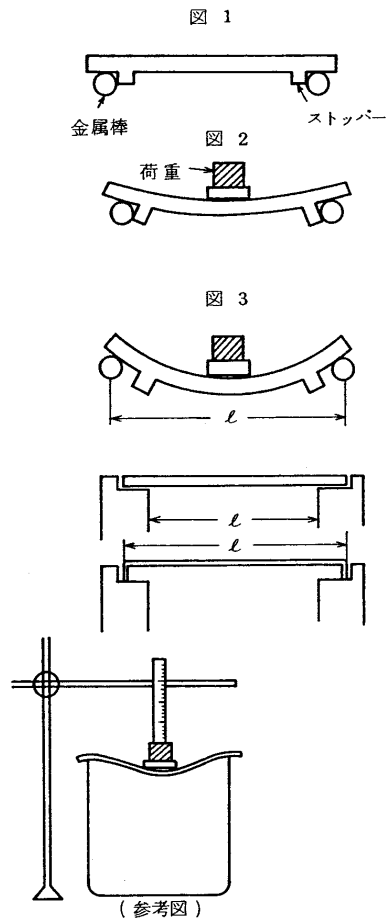
- (1) 「使用上支障のあるそり、ねじれ、おうとつ（凹凸）」とは、基準確認方法 3(1)に定める試験用金属棒等に載せたとき平面とふたとの間隔が 10 mm を超えるものをいう。
- (2) 「使用上支障のあるばり」とは、身体が触れたとき、容易に障害を与えるおそれのあるものをいう。
- (3) 「端部が鋭利」とは、身体が触れたとき、容易に傷害を与えるおそれのあるものをいう。

認定基準 2.

- ・ 「被覆」には、ラミネート加工など積層したものは含まない。

基準確認方法 3(1)

- (1) 湯そうの熱源は、電熱器又は風呂がまを用いるものとし、試験は、攪拌せずに行うものとする。
- (2) 金属棒又は金属管の組合せ部分などは著しく蒸気がもれない構造であること。
- (3) ふた中央に木製載荷板及び/又は重すいを載せることが著しく困難なものにあつては、鉛直方向の力を軽減しない範囲においてそれらを支持しても差し支えないものとする。
- (4) ふたの周辺が浴そうの縁にはまり込むなどして、水平方向に力を加えても容易に外れないような構造を有するふたについて試験を行う場合には、下図 1 及び図 2 のように縁に埋り込む箇所が金属棒等に当たるために充分たわまず、測定誤差を生ずる場合には図 3 のように支点の位置を変え当該箇所の構造の影響がないようにして行うこと。ただし、この場合の l は左右の支点間の実測とする。また、当該箇所をあとで取付ける方式のものについても同様に当該箇所が測定に影響を与えないようにし、左右の支点間の実測値を l とすること。
- (5) 特定ふたについては下図のようにそれぞれの支点間距離の実測値をもって l とすること。
- (6) 曲げたわみ量の測定位置は、荷重のほぼ中心で参考図のように、スケール等を垂直に立て基準線との間隔を測定すること。



基準確認方法 4.A

- (1) 幅方向及び長さ方向に加える力は、水平に対して角度 $-30^{\circ} +15^{\circ}$ の範囲内とする。
- (2) 移動を開始するまでの力は、なるべく静かに加えることとし、移動中の速度は $\pm 10\%$ の範囲内とする。
- (3) 試験環境は室温 $23 \pm 5^{\circ}\text{C}$ 、湿度 $50 \pm 20\%$ とする。
- (4) シャッターふたの幅方向の試験には図 4 のように長さ 100mm の補助板等を用いるものとする。

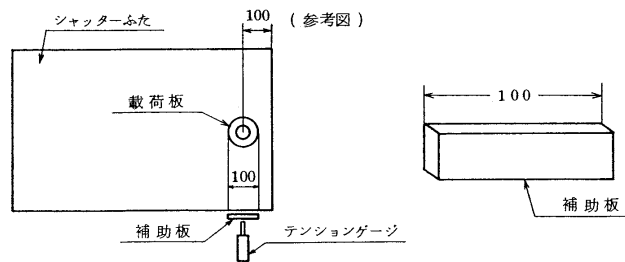


図 4 補助板の一例

- (5) 表1及び表2に示す位置において重すいを載せることが著しく困難な場合にあつては、その近傍の適当な位置に代えることができる。

基準確認方法 4.B

- (1) Aの方法で抵抗値を確認した箇所及びAの方法で抵抗値の確認が困難と認められる箇所から切り出す「試験片」の大きさは、双方すべり止め又はそれに相当する面積の大きさが±20%のものとし、それぞれその大きさは幅100~200mm、長さ100~200mmとする。なお、試験片の端部は滑らかに処理すること。
- (2) 試験片に載せる「載荷板」と「重すい」の質量は、あわせて5~10kgの範囲内とし、双方試験片のすべり止め面積に比例した質量とする。
- (3) 載荷板の大きさは、試験片を充分覆う大きさとする。
- (4) 「ステンレス鋼板」の表面の算術平均粗さは、 $0.03\sim 0.05\ \mu\text{m}$ とする。
- (5) 試験片を引く速度は、 $100\pm 20\text{mm}/\text{min}$ 範囲内の等速とする。
- (6) 試験環境は室温 $23\pm 3^\circ\text{C}$ 、湿度 $50\pm 10\%$ とする。

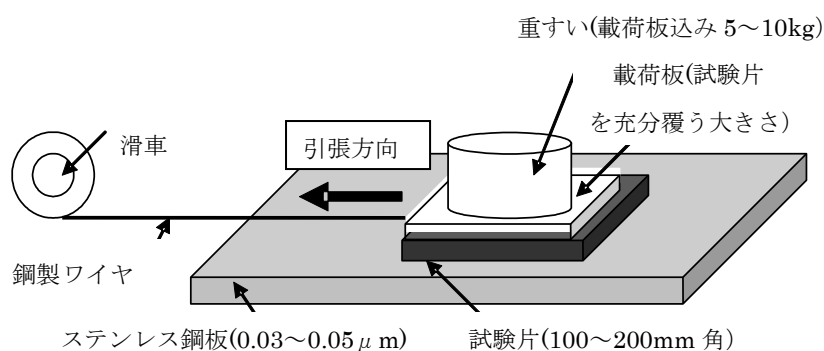


図5 試験片試験の概念図

認定基準 5.

- ・ 「使用上支障のある破れ、割れ、欠け」とは、身体に傷害を与えるおそれのあるもの及び耐久性に著しい影響を与えるおそれのあるものをいう。

基準確認方法 5.

- (1) 支点は図6に示すように試験体の中心線上の任意の一端から50mmの位置にとるものとする。

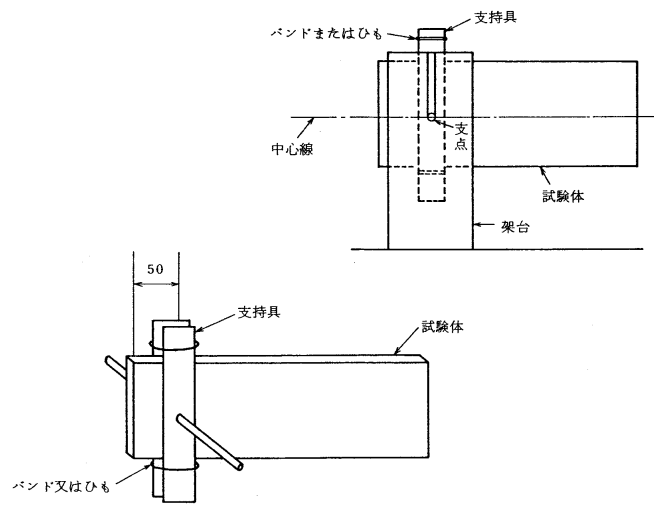


図6 支点の構造

- (2) 構造又は形状の異なる組合せふたについては各々について試験を行うものとし、支点は図7のようにその単体の最大幅に対する二等分線上の一端から 50mm の位置にとるものとする。

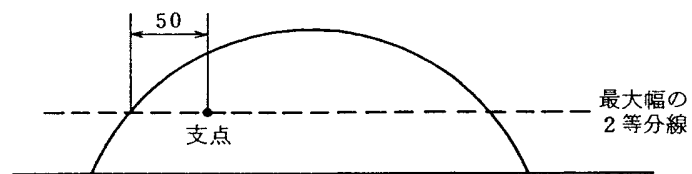
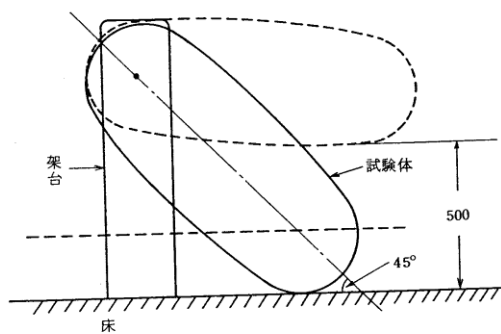


図7 支点の位置

- (3) 落下時の角度は、常に 45°になるように架台又は床面の高さを調節すること。

〔参考図〕



- (4) 試験箇所は、任意の一端の一箇所とする。

認定基準 6.

- (1) 「変形」とは、2. (1)と同様のものをいう。
- (2) 「使用上支障のある変色」とは、熱によりプラスチックの劣化に伴って生じる白化等をいう。

表示及び取扱説明書

認定基準 1.

- (1) 「容易に消えない」とは、手又は布でこすったとき及び水にぬれたときに、消滅又ははく離しないことをいう。
- (2) 組合せふたについては、そのうちの 1 枚に表示してあればよいものとする。

認定基準 2.

- (1) 「包装外表面から見やすい箇所」は、包装外表面に記載するほか、透明な包装材で包装された内容物（非包装物）に記載するものをいう。ただし、ふたが浴そうと併せて消費者に販売することが確保されるものにあつては、「包装外表面から見やすい箇所」への記載を要さない。
- (2) 「取扱説明書の見やすい箇所」とは、冊子形式の取扱説明書にあつてはその表紙、折り畳み形式の取扱説明書にあつてはその外表面をいう。

認定基準 2(1)(b)

- ・ 「特定浴そうの銘柄名、型番等」には、シリーズ名や愛称など消費者が特定浴そうを判別できる情報とする。ただし、これらの情報が本体に表示されているものにあつては、これを要さない。